

せんが、體操さへ行はるれば此心配は無用です。

我が國の男子も女子も今より五六十年前の頭髪を追憶して御覽なさい、今に至つた其かはりやう、恐しい變化ぢやありませんか、そして以前のが滑稽とも何とも申し様が無い程、今の人を笑はせます、頭がかう變つた私共は其足も亦かへねばならぬ筈です、夫で靴をはくやうになりました、然し靴は、頭のやうに一般的とは參りませぬ。

頭の變化に相應すべく、私共國民は、婦人の足袋のみならず、すべて足に着ける裝を改良せねばなりませぬ。

實に日本の「はきもの」は、一時まに合せの極く脆弱なもので、それが始終、齒がかけたとか、緒が切れたとか、摺つべつたとか、表がはがれたりとか、騒いでゐねばなりません、日常の使用品に、かう脆弱極まるものがあると、自然之れをつかふ者の品性が脆弱になります、で最も強

固なる品性の國民を得んと欲せば、先づ最も強固なる「はきもの」を我が國男女に與へねばなりません、由來足もとのひよろくした人間にろくな者はありませぬ、歴史が證明して居ります。

第五節 見學生の取扱

體操をしないで、單にそれを見て居る生徒を見學生と申します、之れ多くは身體的故障のために、特に體操科の課業だけを自ら實習する事なく、見て學ばふとする者です。

此見學生を定期的見學及事故的見學の二に區別します、定期的見學とは婦人の生理的條件の場合に行ふものを指し、事故的見學とは男女に係らず、すべて不時の身體的故障に依つて行ふものを申します。

體操は體育を目的とするものですが……と事新しく今更申す必要は無いのですが、どうも我が邦現在の状態の多くは、此體操の目的をけろりと忘れてゐるのではあるまいかと、見學生取扱の實際を見る毎に、私は思はないわけに參りませぬ。

見學生は皆夫れぐに身體的故障を持つてる者なんですから、體育の眞理にてらせば、どんな鍛練時期の生徒でも、此場合には先づ之れをいたはらねばなりませぬ、況して保護愛育を專とすべきものには一層の介抱を與ふべき事論を待ちませぬ、然るに實際はどうでせう「見學を許して下さい」と申し出る生徒をチロリとにらんで「此奴はにつくい奴」と云つた様な教師の態度、先づ罪人扱ひを蒙つてそれから三十分若しくは一時間を運動場の端か體操教室の隅にしょんぼりと立往生、風にさらされ、日に照られ、塵埃をかぶつたり砂をあび

たり、そして坐するに席なく倚るに椅子無い有様、面白いものを見せられてさへ、身體の工合の悪い時は、面白くは感せぬもの、況して、面白くも無いのを見てゐるのは實に苦業、あはれむべきは見學生です。

體育を行ふ場所に於いてかうした非體育的事を、しかも身體的故障のある者に常に平氣でやるとは何とした怪事、體操は體育の爲めだと云ふ事を全く忘れた證據です。

尤も、病氣は昔から我が國民間に「罪けがれ」の中に數へられてゐます、それ故、病氣のものは神事其他の神聖なる事共から遠のいて居らねばなりません。

軍隊ではまた始めつから、強健なる壯丁をえらんだ事ではあり、且つは死を賭して君國に奉公の誠を致すべき訓練を行はねばなります、それで、身體的故障なんかで仕事を缺く様な兵士は、そりや罪人あ

つかひにされても致し方がありませぬ。

斯様な昔からの習慣や軍隊の規則等から割り出して、學校體育上の法規を定めではなりませぬ、學校は何處までも、人間の身心の萌芽を發展せしむべく、夫れ等に向つて正しき保護愛育調節鍛練を行ふところの別世界でござります。

そこで何れの學校に於いても、見學生の保護を講せねばなりません、見學生は固より大病人ぢやありませんが、ほんのかるい故障に過ぎませんから、別に醫藥を必要とはしませんが、見學中安靜ならしむべきところの椅子は、何をさておいても與へねばなりません、又其席は塵のかゝらぬ、風のすさまぬ、寒暑のはげしからぬところに定めねばなりません、かくて、心をしづかに、身體をらくにして見學させたいものです。

かうして體操科を見學させるのが當然ではございますが、若しも、かうしたよりもより以上に、見學生の身心に利益を與へ得べきことがあらば、夫れはまた實に結構です。

即ち體操科の見學をさせるかはりに、休養室におくつて休養させるのも一法です。

圖書室に入れて、美しき畫本や面白い物語り本を與へるのも其一法です。

花壇や庭を散歩させるのも亦其一法です。

然して之れ等の仕事は、特に此事に頭のある教師の監督の下に行はるゝならば、實に理想です、之れ等を私は慰安的見學と申します。

私は成るべく見學生を體操場におかないやうにします、之れは、一には體操してゐる者の目に、青い顔や氣だるい見學生の容姿を見せ

たくないため、又一には見學生の身體に衛生的靜養を與へんため、又一には散歩、畫本、読みもの等に依つて身體的故障より起る精神上の悄沈を見學生より取り去るためなどです。

或は「そんな事したら見學生がふえて困るだらふ」と仰せられますが、私は夫れに向つて、只一言「いゝえ」と御答申し上げます、散歩するよりも、靜養するよりも、畫を見るよりも、本を讀むよりも、何よりも、彼故障ある場合の外に、どうして體操をやすむもんですか、そりやもう請合です、御安心なさい、若し萬一真ならぬ見學生が、見學を申し出る事があつたら、夫れは體操教師自らの罪です。

以上は、定期的見學並びに事故的見學について、其共通なる一般理論を申し述べましたが、次ぎに少しく、定期的見學について申さねば

なりませぬ。

我國女子の體育上の鍛練期は十三四才から始まります、而して其生理的事件は十五六歳頃から起ります、固より、既に鍛練時期にはいつてゐる事ですから、此際でもしつかりと鍛練は行はねばなりませんが、定期的見學當日は是非共充分なる保護を與へねばなりません、つまり此時期の女子の體育では、鍛練時期に對する鍛練と生理的事件に對する愛護との二を併せ行はなければなりません。

さて女子の生理的條件は疾病ではございませんが、稍もすれば此際に、種々の疾病的状態が偶發しますから、一寸病氣見たやうになります、然し健全なる身體と修養されたる精神とを有するものには、概して、疾病的状態がひどくは起りませぬ。

此際に覺ゆる病的状態は頭痛、腹痛、消化不良、めまひ、のぼせ、耳なり、

肩こり、なんどです、又心氣興奮、意氣消沈、倦怠等の惡徳が精神をすさませます、かゝる状態の精神と、かゝる工合の身體とを持つかゝる場合の婦人は、まゝ罪悪を犯すべき危険状態に陥ります、自殺、放火、竊盜等の大罪をも敢へてし、又故なきに人と喧嘩口論致します、けれどもかうした婦人は、矢張り始めから何處かに缺點をそなへて居るもので、健全なる身體を有し確實なる智識と道徳とを備へて居りさへすれば、例令何でもさやうな犯罪は出来るものぢやありません、然るに身體的條件に左右せられて、ふらくと其精神の節度を失するのは、どうしても、何處かに缺陷的素質を持つてゐる者です。

何はともあれ教育界に於いては、之れに對する正しき教育を行つて、かゝる婦人の救濟をせねばなりません。

そこで、定期的見學に對する特別なる取扱は、今までのやうに單に

體操教師にのみ一任する事なく、總べての教師が之れに對する保護愛育法を心得、一致協力の上其任に當らねばなりません、一體此時期には矢鱈に悲しかつたり、可笑しかつたり、癪にさわつたり、意地をはりたかつたり、怨み、そねみ、邪推其外女の惡徳が折があつたら活動しようとして待ちかまへてゐます、さりとは知らぬ教師がつねのつもりで問を出したり、追究したり、矯正したり、又は訓戒を試みたりすると、根が異狀を呈したがつてゐる時なんですから「すわござんなれ……」と許り、何でも無い事にもすねたり、泣いたり誤解したり、とんでもない面倒な事になります。

惡徳の活動を一度此時期にきざすと、つまり其精神界に惡徳の種子が蒔かれた状態になります、ですから德育上から申しても先づ第一に、かゝる時期を警戒せねばなりません。

然るに悲しい事には私共が、往々惡徳の種子まきを現在女子教育界で行つてゐます、知らず識らずに……。

ですから教育を受けた女に、ヒステリーが多いのです、女子教育は決して、女をヒステリー患者につくり上げるものではあります、けれども女子の特別生理に伴ふ身心の教育法等がよろしきを得なかつた時には、必然此いまはしい結果を起すのです。

世に始末におへないものは實にヒステリー性の女です、而して其身の不幸は申すに及ばず、ぐるり一體の人をすべて不幸にして、到る處人類の平和を攪亂します、教育を受けた女がこんなものになるなら、女子教育は實に社會に害毒を流すものです。

體操教場に於ける此時期の保護愛育法に準じて、普通教室に於いても亦相當の事を行はねばなりません、理想を申せば即ち定期的條

件づきの生徒の席は、特に衛生的なものを後方に常設したいもので、其數は全員の六分一位を度とします、さうすれば、生徒は安樂な席に安んずる事が出来ます、現在の腰掛はかかる折りの女生徒に残酷な程硬くて且つ冷たく窮屈なものです。

條件づきの生徒には手加減をしてやりたいと思つても、それが夫れなのか教師に見わけがつかないならば、夫れは何とも致し方がありませぬ、尤も経験を積んだ女教師なんかには、識別が出来ないでもありませんが、さうでない人や男教師などには、覺束ない事です、ひとつすると何でもはや、女の青い顔やほんやりしたのはてつきり夫れだと許りのみこみすぎて、とんでもない馬鹿げた事をやるまいものもありませぬ。

いくら女子だつて條件つき以外の場合では思ひきつた教育法を

施されねばなりませぬ、さうでないと女子は何時まで経つても、養ひ難いものゝ域を脱する事が出来ませぬ、どうかしてしつかりした智育德育體育を施して、よく分つた役に立つ女子を養成せねばなりません。

見わけがつかないために條件づきならぬ生徒に手加減を施すのは、條件づきの生徒に手加減を施さないと同様、いや、或は夫れ以上に有害です、で、見わけを明ならしむる必要上からも特別席の設置は急務です。

然しながら此法は種々經濟上の問題があつて容易には出来ますまい、でも手におへないヒステリーの女を出すまいためなら、いくら金を無理してもいいぢやありませんか。

生徒に生理上の正しい智識がないと、或はかゝる席につく事を厭

ふかも知れませんが、夫れは教師の苦心一つでわけも無く救ひ得ます。

日本の少女ははづかしがりだと申しますけど、實際は中々さうでもありません「今日はあれよ」なんかんと、用も無いのに友人などに話す事はめづらしうございませぬ、そして、特別席につくのが恥しいなどは、矛盾も甚しいものです、外國の少女はそりや無邪氣なものですが、けれどもお互同士にそんな事をあからさまに云ふ事などは絶えてあります、かゝる事に對するそのたしなみの聖い事驚くに堪へたり、しかも必要のある時は、ドン／＼口にも行にもあらはします。條件づきをあらはすためには、教場内で何か徽章をつけるのもよいです。

又特別席の設けもせず、徽章も與へず、只特別出席簿に記名して、教

師の机上におくのもいゝでせう、又は時間毎に生徒自身でそつと教師に断つておくのもよいでせう、但し此ことわる事は男教師なんかに對してはやりにくい事ですから實行は出来ますまい、然るに特別出席簿のやり方はまあ一番簡便な方法です、實は私も此法を以て我國現在の理想と致します。

條件づきの折りにはやゝもすると教師と生徒との感情に誤解を招く事があります、尤も教師の方で「之れは條件づきだ」と心得て手加減をする場合には、夫れが稀ですけど、何等の手加減をせぬ時にはまま起ります、例へば教師の方では、生理的條件で臨時に眠がつてる生徒をさうとはしらず、居ねむりさせては良くないと有つて、質問したり、小言を云つたりします、すると、夫れが、常とはかはつて「ありがたい先生」と思ふかはりに「ひどい先生」と生徒は恨みます、さうなると自然

相互の意思が疏通しなくなりります、一度子弟間がかうなると、教育上の效果は大半徒勞に屬します、教育は實に生徒が絶對の信賴を其教師におく時に、始めて完全なる效果を奏し得るものです。

條件づきの生徒に手加減をする事は實はむづかしくも何ともありません、學校もしくは教師がほんの一寸した心くばりさへすれば、たやすく行ひ得ますが、若しも此一寸した事にぬかりがあると、どんなにも無い重大事件をひきおこします。

定期的條件は四週に一度、年につもつて十二三度あるわけです、其度毎の幾日かを手加減しながら教育されねばならぬ女學生は、まあ何と云ふ不幸な者でせう、かくて、一生涯中、どれ程の損をしてるか分つたもんぢやありません、實に人生れて女たるべからず噫、否！否！否、決してさう悲觀するには及びませぬ、そりや此厄は絶對絶命免れる

事の出來ない運命ではございますが、もと病氣では無いのですから、いさゝかなる不便と不安との外に、さう大きな故障がついてまるべきものではございません、ですからそんなに損をするにも及びませぬ、まあ御安心なさいませ。

完全なものを作るには總べて、保護愛育と調節鍛錬との二方面から築き上げねばなりません、婦人の生理的條件に對しても亦此眞理にもどるべからず、實は私が今まで申し述べた事は、悉く保護愛育方面のみです、ですから「之れぢや仕様がない」と女の身體に愛想をつかさせる事になりましたけれども、更に之れに向つて鍛錬を施す時は「婦人の身體は巧妙なものだ……ありがたい！」と許り感謝せねばならなくなります。

凡そ誰でも其體質の如何にかゝはらず、初期に於いては、必ず先づ

前述の如き保護愛育を行はねばなりません、かくて身體の工合が順調にゆき、併發條件の病氣なども起らず、且つは精神上思慮とか克己心とか自制力とか云ふものが、可なり信賴すべき狀態にまで發展したことならば、其保護愛育は漸時鍛錬と入りかはらねばなりません、即ち體操の場合にも全部見學させる事なく、やられるだけはやるべく又やらすべくするのです、さうして猶引き續き良好なる狀態ならば、次ぎには、ちと無理な事をもさせて鍛錬の實をあげねばなりません、但し此際教師は尋常ならざる苦心を以て示導せねばなりません。若しました此時期に於いて回一回と思はしくない狀態に陥るならば、直に醫藥を求めねばなりません、大抵の故障は巧なる専門醫に依つて癒され得るもののです。

鍛練の結果追々には善良なる習慣がつき、平氣で體操も學問も乃

至は家庭の仕事も出来るやうになります、一たびかうなれば、最早此厄の爲めに婦人は餘り損をするに及びませぬ。

かうなつたからとて固より之は別に感嘆するには當りませぬ、之れが實は女の自然なんですもの、然しかうなつた婦人の幸福は大きいもので、のみならず、之れより生ずる人世の發展と人類の平和とは實にたいしたもので。

婦人の生理的條件に關する保護愛育期は大抵其始めから一兩年の間を度とします、それから漸時鍛練を行つて、少くも高等女學校卒業と共に夫れが出來上るやうにありたいものです。

「見學生をどうしてゐらつしやいますか」と伺ひますと、大抵の學校や大方の先生方は、「々帳簿に記名させます」とか「舍監と受持教員との承認を経させます」とか云つた様な工合で、全然只其監督、眞偽有無

のしらべに許り腐心して居らるゝかの様に思はれます、之れも必要でせうけれど、苟くも教育場で、教師が生徒を取り扱ふのに、何にもかう、警官が無頼漢に接する様な態度をとらなくたつていゝぢやありませんか。

見學生取扱は體操科教育上すべて大なる改善を必要とします。

第八章 摺筆の辭

維新以後急に西洋文明が輸入され、學校教育が盛に行はれ以て著しく我が國民の智識技能を發展させました、然るに悲しい事には其半面に於いて著しく國民の體力が減する様になりました、今にして戒しむる所無くんば、我大和民族は遠からず倒れねばなりませぬ。

一體文明なるものは或意味から申せば一種の破壊です、そこで人

問が學問をして智識をひろめ文明に向へば向ふ程何ものかを破壊せられずにはやみませぬ。

學問する時に破壊せらるゝものは實に健康です。吾人若し學問の爲めに健康を破壊せられざらんとするには他に途無し、只體育を講じて以て其防禦を爲すべきのみ。

そもそも我が邦の近き過去を顧るに、文明教育を行つて激しき破壊を試みつゝあるにも係らず、更に其防禦策を施す事なく、思ひ存分健康を蹂躪させました。

夫れ故、私共は今になり、壯丁の身長が縮りました、乳の出ない母が多くなりました、脚氣に惱む青年神經衰弱に滅入る學生が隨分と大勢ござります、又働き盛りの婦人がドン／＼死んで修業最中の若者が厭世自殺をするやうになりました、其外種々なる悲惨が體育界に

發生しつゝございます。

かかる時に際したる私共は當に二倍の體育を行つて、過去に崩せる禍を除くと共に現在に對する防禦を施して以て、思ひ存分文明教育を行はせねばなりません。

扱て體育界の悲惨を除去せんには、先づ國民の母たる婦人を健全にせねばなりません、婦人にて若し健全ならざる時は、其子女の健全は得て望むべくもあらず、先天的に健全で無い子女の體育は後天的に苦心をしても、完全なる效果をあげる事は出來ませぬ、統計上父が弱くとも母が強い時には強い子女を儲け得べく、又之れに反する時は決して強壯なる子女を得べからざる事實は、明に世間に見る事が出来ます。

かるが故に女子の體育を先づ以て完全に行ふべき事目下の急務

です。

一寸の蟲にも五分の魂ありと稱して筆を執りましたが、さて愈筆を擋くに當つて顧れば、思ふ事の十が一も發表が出來ませぬ、誠に慚愧の至りです、此邊は只江湖諸彦の御仁慈に訴へて、寛大なる御審判を給はりますやう御願申します。

猶また引き續いて實際方面を御紹介申すべく起稿して居ります、何にせ體操は常に理論と實際との兩方面から攻究致さねばなりませんが、事の順序として先づ此理論を公にした所以です。

體操通俗講話 終

大正六年八月二十七日 印刷

定價金貳 圓

著作者 二階堂トクヨ

大葉久吉

印刷者 守岡功

體操通俗講話

複数 制表

不許

發行所 東京市日本橋區本石町三丁目
振替口座東京二八〇番
大阪市東區淡路町四丁目
振替口座大阪四三番
會社 大阪寶文館

東京文寶發行館

應用家事精義

東京女子高等師範學校教授 大江スミ子著

第一編 緒論 住居 部 分

小學校に於ける家事教授法及資料

布裝 定價金壹圓五拾錢
全一冊 送料金拾貳錢

著者大江先生は、先年英國に家政學を研究せらるゝこと四ヶ年、歸來之が實際教授に當りて十餘年の今日に及べり。其間に研究せられたる家事一切の事項を最も詳細に闡明したるもの即ち本書なり。而して本書は緒論住居の部たる第一卷にして紙數壹千頁、誠に近來得易からざる家事参考用の一大著作なり。斯科教授の任にある人々は勿論、家庭を主宰する婦人方の一大寶典たるべく、敢て江湖に薦む。

東京女子高等師範學校訓導 堀滋賀縣師範學校教諭 園田愛之助 共著

本書は小學校に於ける家事科の教授及び其資料を收録したものにして、第二篇には教授の實際につきて、實地上より得られたる巨細を叙説し、第二篇には補足教授すべき資料を細大漏さず記述したものにして、小學校に於ける家事の教授には一日も座右に缺くべからざるものなり。特に著者堀先生は、特に造詣深し。されば本書は得易からざる好個の参考書なり。

東京文寶發行館

小學校遊戲の理論及實際

東京高等師範助教授 可兒德 群馬縣師範教諭 矢島鐘一著

布裝 定價金壹圓八拾錢
全一冊 送料金拾貳錢

岐阜師範教諭 藤井範治 德島師範教諭 竹澤貞次郎 岐阜師範訓導 梅澤英造 共著

布裝 定價金四拾錢
全一冊 送料金六錢

本書は著者が多年實際的研究の結果、文部省編纂の「尋常小學唱歌」を適用して著したものなり。動作はすべて兒童心身の發達程度に適應せしめんことを努め、又歌曲との連絡に細密の注意を拂ひたり。希くは速かに購求せられんことを。

東京文寶發行館

文
學
に
現
れ
た
る
**笑
の
研
究**

布裝 定價金壹圓五拾錢
全一冊 送料金拾貳錢

猿の笑、嬰兒の笑、惡魔の笑、神の笑に至るまで、笑の起源發達を説き、
人モアの本體を究め、例を東西文學に求めて百性、飲酒家、盜賊、香具師、商
喜劇人物等を拉し來つて縦横に評論し、最後に笑と人生觀との關係とを説き、
諷諭・自嘲・樂天等の態度を明かにし、尚附錄として、ヘッケルの「笑の滑稽
生理」及リップスの滑稽及ユーモア論を紹介す。

京都帝國大學 文學士 成瀬 清 著

歐洲大戰と日本の將來

布裝 定價金壹圓八拾錢
全一冊 送料金拾貳錢

本書は我陸軍の鉢々たる戰術家山口將軍の銳き軍事眼によりて成れる名著にして、先づ歐洲大戰の起因より各列強參加の順序を闡明して、獨逸の強盛なるを力説し、進んで各國の兵備交通機關を明示せり。而して交戰當初よりの作戰經過に至りては陸海兩方面各軍に就いて専門的に詳述せり。就中開戦以来使用せられたる新兵器新戰具の説明は最も注目すべく、最後に叙せる『日本の將來』に至りては實に憂國赤誠の大文字と云ふべし。敢へて江湖に薦む。

陸軍少將 山口圭藏著

東京文寶發行館

東京高等師範學校訓導 馬淵冷佑著 (文部省通俗圖書認定)
外教訓物語

天の卷 地の卷 人の卷
各一冊 定價各金貳圓 送料各金拾貳錢

千葉縣高等女學校長 高野松次郎著 (文部省通俗圖書認定)

學校家庭食卓談話

布裝 定價金壹圓五拾錢
全一冊 送料金拾貳錢

本書は學校及び家庭に於ける兒童・子女に對し、談話すべき場合の材料を集録せるものにして、四月より翌年の三月に至る十二ヶ月に區分し、其の季節に適切なる各種の話材を排列す。眞に學校家庭に於ける好個の讀物なり。

東京文寶發行館目書

訂增化學と人生

範東京高等師範學校教授 理學博士 龜高德平著

布裝 全一冊 定價金 貳圓
全二冊 送料金 拾貳錢

本書は現代書翰文研究界の耆宿として定評ある中川教授が、多年苦心の結果、亂勃發以來化學工業を振興し、化學製品自給の途を拓くの急務なるを悟り、更に一層斯學研究の必要を自覺するに至れり。本書は博士が化學と人生との關係を闡明せんが爲に著述せられたるものにして、人生に關係ある化學的題目九十餘につきて趣味ある筆を以て平易詳細に叙述せられたるものなり。眞に近來の名著と云ふべし。

下巻
上巻
神戸高等商業學校教授 中川 靜著
書翰文精義 布裝 定價金 貳圓
全二冊 送料金 拾貳錢
本書は現代書翰文研究界の耆宿として定評ある中川教授が、多年苦心の結果、亂勃發以來化學工業を振興し、化學製品自給の途を拓くの急務なるを悟り、更に一層斯學研究の必要を自覺するに至れり。本書は博士が化學と人生との關係を闡明せんが爲に著述せられたるものにして、人生に關係ある化學的題目九十餘につきて趣味ある筆を以て平易詳細に叙述せられたものなり。眞に近來の名著と云ふべし。

東京文寶發行館目書

改訂國民讀本

和裝 定價金 四拾五錢
全一冊 送料金 八錢

●大隈侯義に『國民讀本』を著すや、滿天下の歡迎を受け、帝國民の智德はによつて向上し、憲政の思想之によりて一大進歩を來せり。實に本書は國民の經典として至嚴至大的權威を有したりき。
●然るに俟は時勢の推移に應じ、之が改訂を施し、舊本と全く其の面目を一新せる本書を公にせらる、請ふ幸に一閱を賜へ。

陸軍中將參謀次長 田中義一著
壯丁讀本

和裝 定價金 參拾五錢
全一冊 送料金 六錢

●壯丁は徵兵検査の前後に於て、軍事教育を受くるの必要あり。著者茲に觀ることを主眼とせり。
●本書は青年團の模範讀本として好評噴々たり。請ふ苟くも帝國の青年たる諸君は是非一讀せられざるべからず、敢て薦む。

東京實文館發行行書目

| | |
|----------------------|-----------------------------|
| 東京高等師範學校教授 文學士 高木敏雄著 | |
| 教育實驗社編纂 | 修身童話の研究 教授其と資料 |
| 教育實驗社編纂 | 上製 定價金五拾五錢 送料金八錢 |
| 教育實驗社編纂 | 大正祝祭日講話資料 |
| 教育實驗社編纂 | 新訂記念日講話資料 |
| 教育實驗社編纂 | 上製 定價金九拾錢 送料金八錢 |
| 教育實驗社編纂 | 戊申詔書を講堂訓話 |
| 教育實驗社編纂 | 上製 定價金壹圓八拾錢 送料金拾貳錢 |
| 内藤慶助著 | 中心としたる講堂訓話 |
| 内藤慶助著 | 全一冊 定價金七拾錢 送料金八錢 |
| 内藤慶助著 | 洋裝 全一冊 定價金七拾錢 送料金八錢 |
| 内藤慶助著 | 大鑑 上製 定價金貳圓參拾錢 送料金拾六錢 |
| 法學士 福地惣治謹撰 | 範例大鑑 全一冊 定價金貳圓參拾錢 送料金拾六錢 |
| 憲法發布勅語演義 | 全洋一裝 定價金貳拾錢 送料金一錢 |

東京寶文館發行行書

東京文寶行發館

東京高等師範學校訓導

相島龜三郎著

○改訂尋常修身書例話原據

上製定價金貳圓五拾錢
全一冊送料金拾貳錢

○文部省要項準據

修身教科書配當

文部省調查參照

國定修身書準據

小學

作法新教授書

全一冊製定價金六拾

錢

錢

○教育實際社編纂

文部省調查

全一冊

定價金六拾

錢

○小學校作法教授要項

全一冊製定價金六拾

錢

錢

○文部省調查

全一冊製定價金六拾

錢

錢

276
214

終

